

令和 7 年度玉城町水質検査計画

玉城町では、皆様に安全でおいしい水を飲んでいただくために、水源から各家庭の蛇口に至るまで、定期的に水質検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しています。

平成 17 年度より玉城町では、水道水源の周辺状況や水道水の水質検査結果を踏まえ、安全で良質な水道水の供給を確実にするため水質検査計画を策定しています。毎事業年度の開始前に、水道法施行規則により水道の需要者に対し情報を提供しています。

水質検査計画の概要は次のとおりです。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の自己及び委託の区分
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. その他の留意事項

1. 基本方針

- (1) 玉城町は、町民の皆様に安心して水道水を利用していただくために、年間にわたる水質検査の計画を立て、蛇口から出る水道水（給水栓水）が法令に基づく水質基準に適合しているか、確認する検査を行います。

また、原水についても、水質特性を把握し的確な浄水処理を行うため、消毒副生成物を除く水質基準項目を検査します。

- (2) 玉城町は、水源や水質汚濁の状況、浄水施設、送配水施設の状況などを考慮して、臨時の水質検査や検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目などについても、必要に応じて適宜検査を行います。
- (3) 玉城町は、水質検査の結果について評価を公表するとともに、次年度の水質検査計画の策定に活かし、継続的改善に努めます。

2. 水道事業の概要

表 1 水道事業の概要

系統 (水道施設名)	水源 原水の種類	浄水場処理能力 (処理方式)	配水池	給水区域	検査地点
1. 山岡水源 (山岡水源地)	深井戸 3 本	9,050 m ³ /日 (次亜塩消毒)	岩出配水池 山神配水池	玉城町全域	原水：山岡水源地着水井 処理水：玉城町役場
2. 大仏山 (大仏山配水池)	南勢水道用水	500 m ³ /日 (県水受水)	大仏山配水池	大仏山公園	処理水： 大仏山公園管理事務所
合計＝2 系統		・ 処理能力 計：9,550 m ³ ・ 一日平均給水量：6,197 m ³ (令和 5 年度実績) ・ 給水人口：15,013 人 (令和 5 年度末) ※普及率：99.5%			原水：1 ヶ所 給水栓：2 ヶ所

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

①山岡水源系統

[原水の状況]

山岡水源地の水源（深井戸）は、良好な水質で水量も安定しています。

[水質管理について]

水道法第 4 条および水道法施行規則第 17 条の規定に基づき、次亜塩素酸ナトリウムにより地下水を消毒滅菌しています。

また、定期的に水質検査を行い、安全で良質な水道水の供給に努めています。

②大仏山県水系統

[原水の状況]

南勢水道用水より受水し、県営大仏山公園に給水を行っています。

[水質管理について]

処理済の県水を受水しているため、処理は行っていない。

給水栓での水質検査を定期的に行っています。

4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

(1) 水道水の水質検査

水質基準項目

玉城町では2系統で給水を行っています。系統別の採水場所については表1に、また、水質検査を行う項目、検査頻度については表2に示しました。

令和7年度は、前年度に引き続き、法令で定める水質基準項目のうち、「省略不可項目」及び「過去データ等から省略不可となった項目」については、原水・処理水の水質状況等を考慮して適切な検査回数とし、また、「省略可となった項目」についても、安全確認のため1年に4回検査します。

表2 系統別 水質検査項目及び検査頻度

		検査回数（回／年）	
	定期検査項目	山岡水源系統	大仏山県水系統
基1	一般細菌	1 2	1 2
基2	大腸菌	1 2	1 2
基3	カドミウム及びその化合物	4	4
基4	水銀及びその化合物	4	4
基5	セレン及びその化合物	4	4
基6	鉛及びその化合物	4	4
基7	ヒ素及びその化合物	4	4
基8	六価クロム化合物	4	4
基9	亜硝酸態窒素	4	4
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1 2	1 2
基12	フッ素及びその化合物	4	4
基13	ホウ素及びその化合物	4	4
基14	四塩化炭素	4	4
基15	1, 4-ジオキサン	4	4
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	4	4
基17	ジクロロメタン	4	4

基 18	テトラクロロエチレン	4	4
基 19	トリクロロエチレン	4	4
基 20	ベンゼン	4	4
基 21	塩素酸	4	4
基 22	クロロ酢酸	4	4
基 23	クロロホルム	4	4
基 24	ジクロロ酢酸	4	4
基 25	ジブロモクロロメタン	4	4
基 26	臭素酸	4	4
基 27	総トリハロメタン	4	4
基 28	トリクロロ酢酸	4	4
基 29	ブロモジクロロメタン	4	4
基 30	ブロモホルム	4	4
基 31	ホルムアルデヒド	4	4
基 32	亜鉛及びその化合物	4	4
基 33	アルミニウム及びその化合物	4	4
基 34	鉄及びその化合物	4	4
基 35	銅及びその化合物	4	4
基 36	ナトリウム及びその化合物	4	4
基 37	マンガン及びその化合物	4	4
基 38	塩化物イオン	1 2	1 2
基 39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	4	4
基 40	蒸発残留物	4	4
基 41	陰イオン界面活性剤	4	4
基 42	ジェオスミン	4	4
基 43	2－メチルイソボルネオール	4	4
基 44	非イオン界面活性剤	4	4

基 45	フェノール類	4	4
基 46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1 2	1 2
基 47	p H 値	1 2	1 2
基 48	味	1 2	1 2
基 49	臭気	1 2	1 2
基 50	色度	1 2	1 2
基 51	濁度	1 2	1 2

(2) 水質管理目標設定項目等の検査実施について

・全国各地の水道水等で検出され、令和 3 年度に水質管理目標設定項目として追加された「PFOS・PFOA」の検査を、令和 6 年度より山岡水源系統管末の玉城町役場給水栓及び原水の山岡水源地着水井で年 1 回検査を実施しています。

この検査について、令和 8 年度より「管理目標設定項目」から「基準項目」に引き上げられる見込みであることから、令和 7 年度は水質検査基準同様の体制を事前に着手し、山岡水源系統管末および大仏山県水系統管末で年 4 回、原水の山岡水源地着水井で年 1 回検査を実施します。

水質管理目標設定項目検査

検査項目	検査回数（回／年）		
	山岡水源系統	大仏山(県水)系統	山岡水源地 着水井（原水）
PFOS	4	4	1
PFOA	4	4	1

・過去に山岡水源地近郊に養豚場があったことから、水道施設の技術的基準を定める省令「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、「クリプトスポリジウム」の検査を、山岡水源地着水井の原水で年 1 回実施します。

また、その他の水質管理目標設定項目等についても必要に応じて適宜臨時検査を実施し、その結果を処理水と同様 5 年間保存します。

5. 水質検査方法

水質検査方法は、「平成 15 年厚生労働省告示第 261 号」の規定により行います。

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 浄水施設や配水管等の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水源の水質異常や定期の水質検査などで異常値が確認されたとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓水の安全が確認されるまで連続的行います。

検査に供する水の採取場所は、問題の生じた箇所重点を置くとともに、確認のため定期の水質検査地点についても検査いたします。検査項目は異常値を示した項目のほかに関連項目についても状況に合わせて追加し、検査を実施します。

また、蛇口での赤水、濁り、異物、異臭味など利用者から苦情、水質相談があった場合も必要に応じた水質検査を行います。

7. 水質検査の区分

- (1) 「色」、「濁り」、「消毒の残留効果」の 3 項目については、町が委託した検査員により毎日検査を行います。
- (2) 原水及び処理水の「水質基準項目」、追加の「水質管理目標設定項目」などについては、厚生労働大臣登録の検査機関に委託して検査を行います。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

(1) 公表内容

- ①水質検査計画書
- ②水道法に基づく給水栓水の水質検査結果
- ③その他

(2) 公表方法

水質検査計画及び水質検査結果等について、次の方法により公表し、また、公表内容に対する意見を積極的に聞き、水道水の安全性など信頼の向上に努めます。

水質検査結果の評価は、その都度水質基準に適合しているかどうか判定を行っていますが、詳細なデータ一覧は月毎に逐次整理して公表します。

公表の方法	意見の聞き取り方法
玉城町ホームページ	ヒヤリング調査
情報公開条例に基づく情報開示	インターネット、Eメール
水道水質検査結果年報（詳細）	

9. その他の留意事項

(1) 水源流域の汚染に関する動向把握と変化の状況

各水源については、毎月定期パトロールを実施し、水源流域の汚染を監視します。

(2) 原水の取水施設、浄水施設、配水施設及び給水管等の工事計画と実施状況

令和7年度は配水管の更新工事詳細設計等を行います。

(3) 関係行政機関、関係水道事業者、水質検査機関等関係者との相互連絡通報体制

水源で水質汚染が発生した場合、水道水が原因で衛生問題が発生した場合などの緊急事態に対し、玉城町上下水道課、三重県環境生活部、三重県企業庁、水質検査を委託している一般財団法人三重県環境保全事業団等の関係機関と連携をとって、迅速に対処します。

また、災害の規模が大きく単独で対処できない場合、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、近隣の他の水道事業体に応援を要請します。